令和 年 月 日

 あ　ま　市　長 殿

（受給者）

 住 　所

電話番号

 氏 　名

 受給者番号

（届出者）

 住 　所

電話番号

 氏 　名

申請者との続柄

（※受給者本人の場合は記入不要）

障害福祉サービス終了届

現在　　　　　　　　　　　　のサービスを受給していますが、今後、障害福祉サービスを利用しないため、支給決定期間内ですが、障害福祉サービスの利用を終了いたします。なお、障害福祉サービス受給者証はすみやかに返却いたします。

終了理由：

障害福祉サービス受給者証　　　　返却　・　後日返却　・　紛失

（令和　　年　　月　　日返却）

* 障害福祉サービス終了後６か月以上経過または障害支援区分期間終了後に再度、障害福祉サービスを利用する場合、認定調査等が必要となります。

（満１８歳以上の方のみ）

* 標準利用期間があるサービス（就労移行支援：2年間、就労定着支援：3年間、自立訓練（機能訓練：1年6ヶ月間・生活訓練：2年間））について、標準利用期間内にサービス利用を再開した場合は、標準利用期間までの利用となります。

　以上のことについて確認しました。

届出者氏名